

# 岐阜県公報

第二千八百一十二号  
平成二十九年一月十日  
(火曜日)

## 目次

### 規則

岐阜県職員宿舍管理規則の一部を改正する規則

(管財課)

七<sup>七</sup>

### 告示

道路の区域変更

(道路維持課)

七

### 公示

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

(環境生活政策課)

八

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

(商業・金融課)

八

公共測量の終了

(用地課)

九

岐阜都市計画の図書の縦覧

(都市政策課)

九

土地改良区役員の退任

(西濃農林事務所)

九

土地改良区役員の退任及び就任

(同)

九

## 規則

岐阜県職員宿舍管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年一月十日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第一号

岐阜県職員宿舍管理規則の一部を改正する規則

岐阜県職員宿舍管理規則(昭和三十二年岐阜県規則第三十号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「警察本部長」の下に「警察署長、警察署副署長又は警察署次長」を加える。

附則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

## 告示

岐阜県告示第六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十九年一月十日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県郡上土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年一月十日

岐阜県知事 古 田 肇

国道一般		道の種類	
二百五十六号		路線名	
〇 郡上市八幡町旭字堀越一 二番一―二地先から		区 間	
後	前	別前変区域 後更更域	敷地の幅 員(メートル)
一〇・二 三・〇	七・二 二・三	ル(メートル)	延 長 ル(メートル)
二七・九	二七・九		備 考

岐阜県告示第七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十九年一月十日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県郡上土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年一月十日

岐阜県知事 古 田 肇

国道一般		道の種類	
二百五十六号		路線名	
〇 郡上市八幡町旭字堀越一 二番一―二地先から		区 間	
後	前	別前変区域 後更更域	敷地の幅 員(メートル)
一三・四 七・八	七・二 三・四	ル(メートル)	延 長 ル(メートル)
一五・七	一五・七		備 考

公 示

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があったので、同条第五項で準用する第十条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十九年一月十日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 申請のあった年月日 平成二十八年十二月十二日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人きつぱづけ
- 三 代表者の氏名 稲葉 秀章
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県郡上市白鳥町白鳥九六八番地の二―
- 五 定款に記載された目的 この法人は、郡上地域において、高齢者や障害者を対象とした配食サービスを中心に、日常生活のお手伝いをしながらさり気なく見守り、高齢者の生活支援、商店街の活性化に寄与することを目的とする。

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十九年一月十日から四月間岐阜県商工労働部商業・金融課において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十九年一月十日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成二十八年十二月十九日

二 届出者の氏名又は名称

三井住友信託銀行株式会社

三 建物の名称及び所在地

モレラ岐阜

本巣市三橋字糸貫川通二一〇〇番一 外

四 変更しようとする事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前) 午前十時～午後十時

(変更後) 一部店舗のみ 午前七時～午後十一時

公共測量の終了

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により可児市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。  
平成二十九年一月十日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

可児市

二 作業種類

公共測量(基準点測量)

三 作業期間

平成二十八年十月三十一日から  
同 年十二月十三日まで

四 作業地域

可児市美里ヶ丘地区

岐阜都市計画の図書の縦覧

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第一項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。  
平成二十九年一月十日

岐阜県知事 古 田 肇

一 都市計画の種類及び名称

岐阜都市計画用途地域

二 縦覧場所

岐阜県都市建築部都市政策課及び北方町都市環境課

土地改良区役員の退任

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により公示する。  
平成二十九年一月十日

岐阜県知事 古 田 肇

退任した役員

土地改良区名	退任年月日	役名	氏名	住 所
福束用水 土地改良区	平成 二六、九一	理事	浅野常夫	安八郡輪之内町中郷新田四二九番地

土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規

